

手数料改正のお知らせ

風俗営業等に係る手数料条例の一部改正により、令和元年10月1日から手数料が増額されます。

1 風俗営業関係の手数料改正

○特定遊興飲食店営業の相続承認申請手数料	8,600円	➡	<u>8,700円</u>
○特定遊興飲食店営業の合併承認申請手数料	11,000円	➡	<u>12,000円</u>
○特定遊興飲食店営業の分割承認申請手数料	11,000円	➡	<u>12,000円</u>

2 警備業法関係の手数料改正

○機械警備業務管理者講習の受講申込み手数料	38,000円	➡	<u>39,000円</u>
-----------------------	---------	---	----------------

3 銃砲刀剣類関係の手数料改正

○初心者講習の受講申込み手数料	6,800円	➡	<u>6,900円</u>
○技能講習の受講申込み手数料	12,300円	➡	<u>12,700円</u>
○年少射撃資格認定講習の受講申込み手数料	9,700円	➡	<u>9,800円</u>

注意点

同一の講習であっても、受講申込みが手数料の改正前と改正後では、手数料の納付額が異なることがありますので注意してください。

問合せ先 群馬県警察本部生活安全企画課(027-243-0110 内線3044)
各警察署の生活安全課